



銚子市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、銚子市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年8月5日

銚子市監査委員 宮内 孝純

同 明石 博

同 秋元 賢二

銚 医 第 77 号

平成26年 8月 1日

銚子市監査委員 宮 内 孝 純 様

同 明 石 博 様

同 秋 元 賢 二 様

銚子市長 越 川 信 一

平成24年度財政援助団体等監査報告に基づく措置について（通知）

平成25年5月9日付け銚監第41号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

平成24年度財政援助団体等監査

監査結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 銚子市立病院の指定管理者 医療法人財団 銚子市立病院再生機構 ア 事務取扱を定めた諸規程の整備状況については、以下のとおり不備が見られるため、早期に規程等を整備し、事務処理方法を改善されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・会計規程を整備すること。	<ul style="list-style-type: none">・医療法人財団銚子市立病院再生機構会計規程を制定し、平成26年8月1日から施行することを確認した。